

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中の方は、受給資格確認のため「現況届（特別児童扶養手当については「所得状況届」）の提出が必要です。この届出がない場合、**8月以降の手当て（12月支給）が受けられなくなります**ので、必ず期限内に届出してください。また、提出せずに2年を経過すると、時効で手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。

「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

	受付期間	場所	受付時間
児童扶養手当	8月9日(月)～8月13日(金)	西原町役場 第5庁舎会議室	9:00～11:00
特別児童扶養手当	8月16日(月)～8月17日(火)		13:00～16:00

※上記2つとも該当している方は、8月11日～17日の期間で同時に届出ができます。

※上記期間が困難な方は事前にご連絡ください。

○持参するもの

- ①印鑑（シャチハタ印は不可）
- ②児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ③その他書類

☆その他証明が必要な場合

- ・保険証が変更になった方：保険証の写し（受給者と児童のもの）
- ・平成22年1月2日以降に西原町へ転入した方：「平成22年度児童扶養手当用所得証明書」（平成22年1月1日現在の住所地で発行しています）
- ・別居している子どもがいる場合：別居している子どもの住民票謄本（世帯主、続柄、本籍、筆頭者などのすべての事項が記載されている住民票謄本）

※詳しくは対象者に送付する現況届の通知をご覧ください。

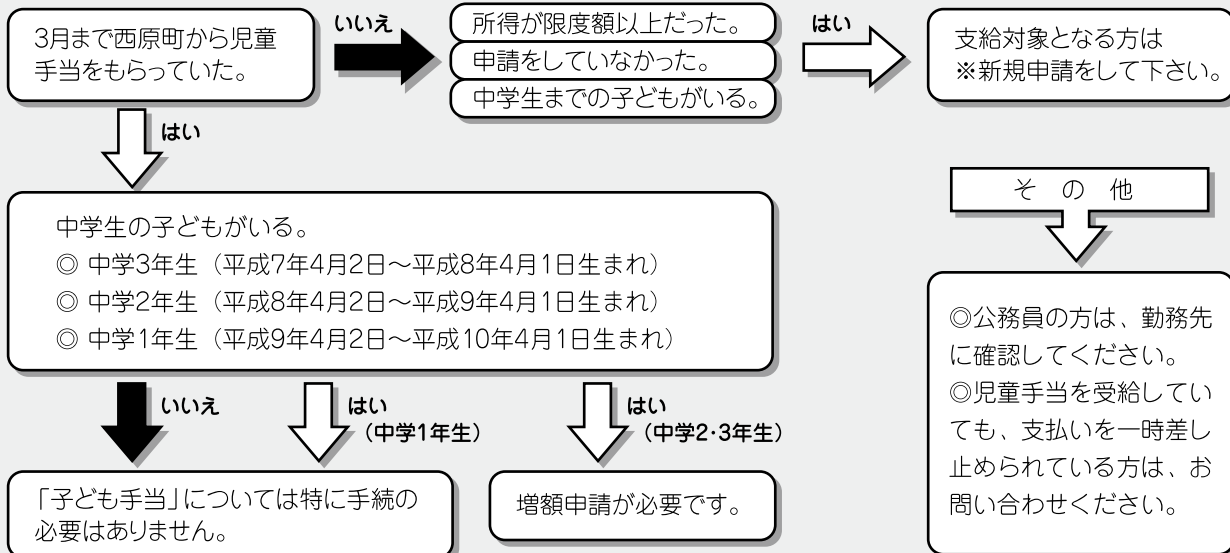


お問い合わせ／福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311(内線122)

子ども手当の申請猶予期間は平成22年9月30日までです！

子ども手当の申請は済みましたか？子ども手当の申請猶予期間は平成22年9月30日までとなっております。

10月1日以降に申請した場合、窓口で申請した翌月分の手当からしか支給できませんのでご注意ください。



子ども手当の手続きが済んだ方は、個別に通知しております。手続きが済んだかどうかについては、個人情報保護のため、たとえ本人やご家族の方であっても電話ではお答えできませんのでご了承ください。

お問い合わせ／福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311(内線127)

～低所得世帯等の支援のための貸付制度があります～

総合支援資金とは、失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金です。

資金の種類	貸付条件						
	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人		
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上)月20万円以内(単身)月15万円以内・貸付期間:12月以内	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以上	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用(就職・転職を前提とした技能習得に要する経費、滞納している公共料金等の立て替え費用、債務整理をするために必要な経費等)	60万円以内				
福祉資金(低所得・障害者又は高齢者世帯)	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の仕度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以上	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付の日から2月以内	据置期間経過後8月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	低所得者世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	(高校)月3.5万円以内(高専)月6万円以内(短大)月6万円以内(大学)月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以上	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学仕度費	低所得者世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間(借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間)	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間(借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間)				不要
臨時特例つなぎ資金	公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活資金		10万円以内	—	当該給付金又は貸付金の交付を受けた時から1ヶ月以内	無利子	

※ご相談、お問い合わせはお住まいの地区担当民生委員か西原町社会福祉協議会(☎945-3651)まで。